

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿エコ隊普及事業委託について
--------	-----------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

## 事業の概要

事業名	新宿エコ隊普及事業
担当課	環境対策課
目的	家庭・事業者等における CO2削減量を簡易算定するパンフレット等を作成・配布し、エコ隊員の普及を図り、区全体の CO2削減量簡易算定を行う。
対象者	区民・区内事業者等
事業内容	<p>1 対象者は、区に、CO2削減パンフレットの省エネ行動チェック表を提出することにより、新宿エコ隊になれる。(現在2239 隊員登録)</p> <p>2 受託者は、エコ隊登録者に、エコ隊員証、エコ隊通信(環境最新情報紙)、省エネ行動チェック表(年数回)を送り、再度、省エネ行動チェック表は、送り返してもらう。</p> <p>3 受託者は、省エネ行動チェック表回収、集計、管理等を行い、併せて、ホームページ等で、ニックネーム、エコ宣言 PR、「新宿の森」森林保全体験事業参加 PR を行う。</p> <p>4 受託者は、区にエコ隊員名簿、CO2削減量簡易算定表(区民・事業者)を報告する。</p> <p>5 区は、受託者から報告された CO2削減量簡易算定表に基づき、CO2削減量簡易算定を区広報等に公表する(見える化)。</p> <p>6 (追加事項※) 学生版エコ隊員を WEB サイトで登録し、エコ最新情報(エコギャラリーニュース等)を送付する。</p> <p>※ 上記1から5までの事業については、平成22年度第2回で審議され、了承されている。今回の審議会では、今年度新たに実施する学生版エコ隊員の WEB サイト登録事業(従来からのエコ隊員の WEB サイト登録事業を含む。)を追加事項として報告する。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

### 件名 新宿エコ隊普及事業委託について

保有課(担当課)	環境対策課
登録業務の名称	新宿エコ隊普及事業委託
委託先	特定非営利活動法人 新宿環境活動ネット
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先に提供する項目、 登録エコ隊員の住所、氏名、FAX 番号(既存分)、(追加事項)メールアドレス  委託先に収集させる項目 登録エコ隊員の住所、氏名、FAX 番号、(追加事項)メールアドレス
処理させる情報項目の記録媒体	紙、パーソナルコンピュータ
委託理由	環境全般の事業に精通している事業者であるため、区民、事業者のエコ隊員増員が見込まれるため
委託の内容	1 既存のパンフレット配布 2 省エネ(CO2削減)行動パンフレット(チェック表)を作成、配布し、登録者を募集する。 3 チェック表提出者をエコ隊とする。(エコ隊登録者集計、管理) 4 エコ隊登録者のPR 5 「新宿の森」植林事業のPR 6 CO2削減量簡易算定表提出 7 (追加事項)WEBサイト上での学生版エコ隊員の管理及び情報提供
委託の開始時期及び期限	平成24年5月下旬から(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報及び収集した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 ユーザーID及びパスワードを設定しパーソナルコンピュータへのアクセスを制限する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。